

案件 4 大高瀬木南地区について

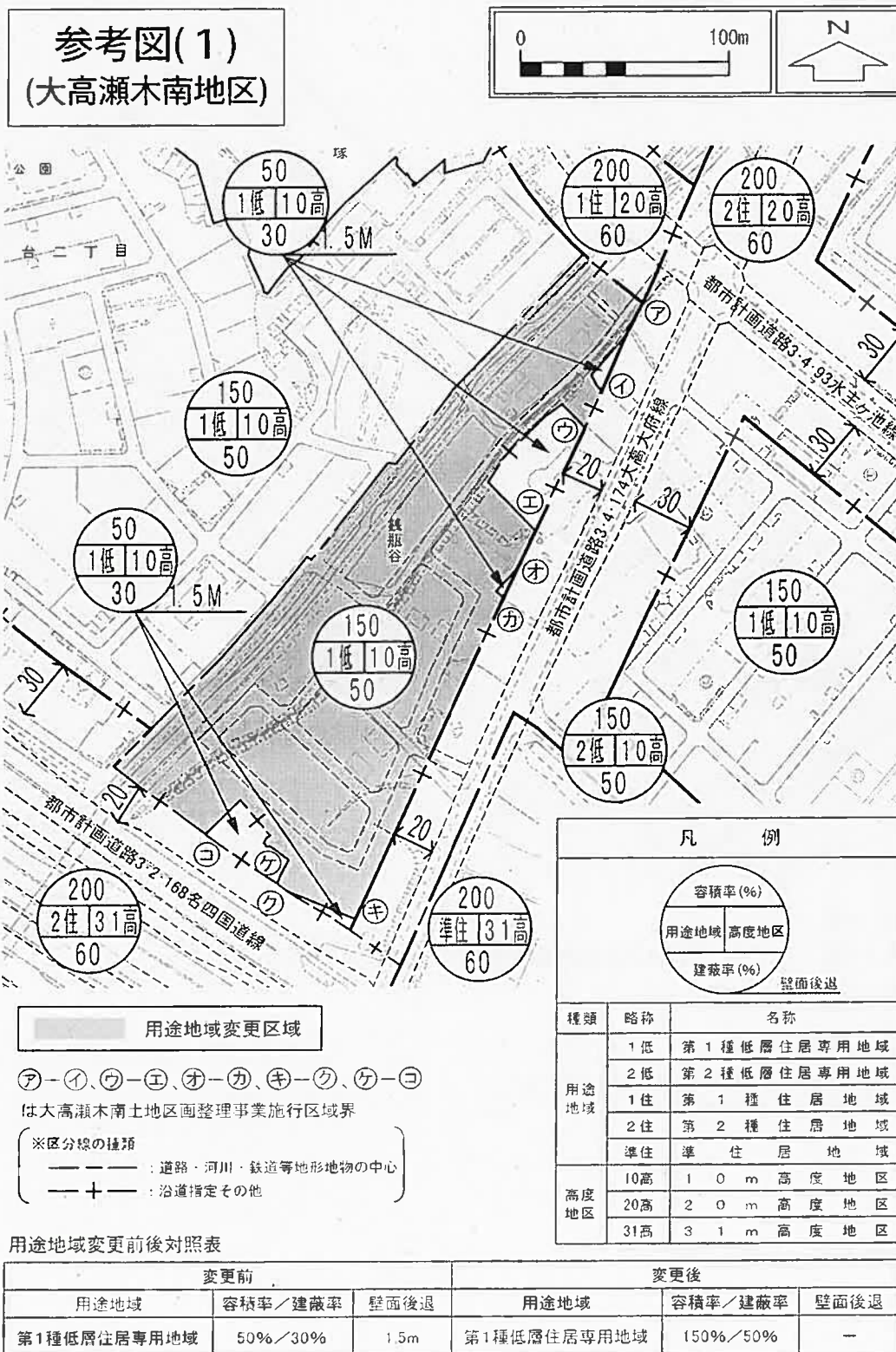
(1) 関連議案

第 1 号議案 名古屋都市計画用途地域の変更

第 11 号議案 名古屋都市計画地区計画の決定（大高瀬木南地区）

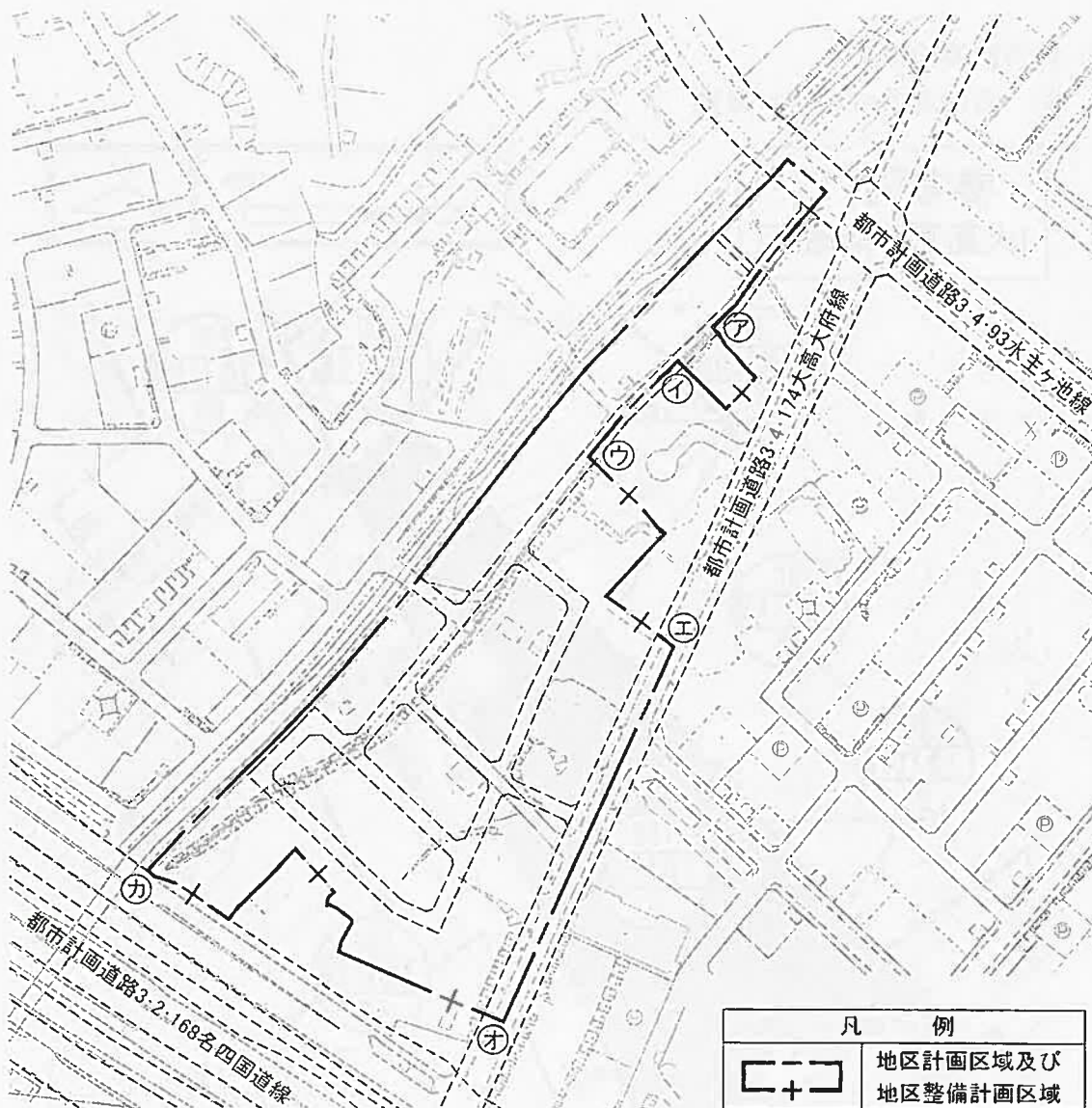
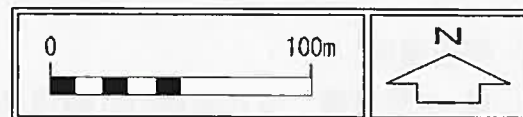
(2) 都市計画の概要

① 用途地域の変更の概要



② 地区計画の決定の概要

参考図(2)
(大高瀬木南地区計画)



凡 例	
	地区計画区域及び 地区整備計画区域

ア - イ
 ウ - エ
 オ - カ

は大高瀬木南土地画整理事業施行区域界及びその延長

※区分線の種類

— — — : 道路・河川・鉄道等地形地物の中心
 — + — : 沿道指定その他

③ 建築物等の制限の概要

名 称		大高瀬木南地区計画	
位 置		名古屋市緑区大高町字洞之腰、字柿木峡、字南休、字銭瓶谷、字下西峡及び字北炭焼並びに南大高四丁目の各一部	
面 積		約2. 8 h a	
目 標		土地区画整理事業の効果を維持し、ゆとりとうるおいのある良好な住宅市街地の形成を目指す。	
方 針		低層住宅を中心とした良好な居住環境の形成を図る。	
地区整備計画	建築物等に関する事項	敷地面積の最低限度	1 3 0 m ²
		壁面の位置の制限	道路境界線及び隣地境界線から0. 5 m以上
		形態又は意匠の制限	周辺環境と調和したもの、色彩は落ち着いた色調
		緑化率の最低限度	1 0 分の 1
		垣又はさくの構造の制限	道路に面する垣やさくは、生垣又はフェンス等